

諫早市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年3月30日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度随時監査結果報告

1 監査の対象

多良見支所 産業建設課

※監査の対象年度：平成30年度

2 監査の期間

令和2年2月18日（火）から2月19日（水）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、都市監査基準に基づき、関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正に行われているかを審査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

関係資料の提出を求め、これが適正に処理されているかを審査した結果、一部において不適切な処理が見受けられたのでその状況を記載する。

○ 漁港施設の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市漁港管理条例別表第3備考7によると、第17条第1項の規定による許可に係る使用料において、算出された総額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数を生ずるときは、それぞれを100円とすると規定されているが、喜々津漁港施設の目的外使用料において、1,000円未満の端数を1,000円として徴収している事例が見受けられた。

については、適正な漁港施設の使用料の徴収事務に努められたい。

○ 公園地使用料の減免事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができる」と規定され、別表第2の3「予算の執行に関する事項」（11）減免の決定のうち減免基準によるもので、あらかじめ基準適用の決裁を受けたものは課長、上記以外のは部長と規定されているが、なごみの里運動公園の公園地使用料の減免の決裁がなされていない事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な公園地使用料の減免事務の執行に努められたい。

○ 漁港施設の目的外使用許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市事務決裁規程別表第2によると、行政財産の目的外使用の許可の新規の申請で許可期間が1年以下のものは、専決者は部長、また契約管財課長を経て財務部長の合議が必要と規定されているが、喜々津漁港施設の目的外使用許可において、課長で決裁し財務部長までの合議が行われていない事例が見受けられた。

については、規程に基づく適正な漁港施設の目的外使用許可事務の執行に努められたい。